

## 浜松市立幼稚園預かり保育実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、少子化、核家族化等の社会の変化に対応し、保護者の子育てを支援するため、浜松市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)において実施する預かり保育について必要な事項を定める。

### (内容)

第2条 この要綱において、預かり保育とは、浜松市立幼稚園条例(以下「条例」という。)

第3条第3号及び第4号に掲げる事業をいう。

2 預かり保育は、幼稚園教育要領に示される幼稚園教育の基本を踏まえ、教育課程に基づく活動との関連等を考慮した教育活動を行う。

### (対象)

第3条 預かり保育の対象となる幼児は、預かり保育を実施する幼稚園に在籍する者(以下「園児」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者が家事以外の就労や就学等により家庭での保育が困難な園児

(2) 保護者又は家族の定期的な通院、看護、介護等により家庭での保育が困難な園児

(3) 前2号に掲げるもののほか、園長が家庭での保育が困難であると認める園児

### (定員)

第4条 預かり保育を利用できる定員は、別表第1のとおりとする。ただし、園長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (実施日)

第5条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次の日は実施しない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 浜松市立幼稚園園則(以下「園則」という。)第6条第1項第3号及び第4号に規定する休園日のうち園長が指定した日

(3) その他園行事等により園長が指定した日

### (実施時間)

第6条 預かり保育の実施時間は、別表第2のとおりとする。ただし、通常の教育日においては、園則第6条の2で定める開園時間を除く。

### (利用の申込み、承認・不承認及び利用の辞退)

第7条 預かり保育を利用しようとする保護者は、利用希望日前日までに預かり保育利用申込書(第1号様式)を園長に提出しなければならない。ただし、定員に余裕があり、園長が利用可能と判断した場合は、利用希望日当日の申込みをすることができる。

2 預かり保育を利用しようとする保護者のうち、第3条第1号又は第2号に該当する者は、状況報告書(第2号様式)を園長に提出しなければならない。

3 園長は、第1項の規定により預かり保育の利用の申込みがあった場合において、その利用の認否を決定したときは、預かり保育利用承認書（第3号様式）若しくは預かり保育利用不承認書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

4 預かり保育の利用承認を得た保護者のうち、利用を変更又は辞退する者は、預かり保育利用変更・辞退届（第5号様式）を園長に提出しなければならない。

（利用の取消し）

第8条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用の承認を取り消すものとする。

（1）第3条に規定する要件に該当しないと園長が認めるとき。

（2）園児に疾患等があり、他の園児に感染のおそれがあると園長が認めるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、園長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第9条 預かり保育を利用する保護者は、条例第5条第3号及び第4号並びに浜松市立幼稚園の使用料に関する規則第2条に定める額を納付しなければならない。

（備え付け帳簿等）

第10条 幼稚園に次の帳簿を備え付ける。

（1）預かり保育園児台帳

（2）預かり保育活動計画

（3）預かり保育受渡簿

（4）預かり保育出席簿

（5）預かり保育日誌

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1（第4条関係）

預かり保育実施園	定員
浜松市立与進幼稚園	30人
浜松市立豊西幼稚園	35人
浜松市立白脇幼稚園	35人
浜松市立橋爪幼稚園	35人
浜松市立可美幼稚園	35人
浜松市立舞阪幼稚園	35人
浜松市立雄踏幼稚園	35人
浜松市立中瀬幼稚園	35人
浜松市立上島幼稚園	30人

浜松市立赤佐幼稚園	35人
浜松市立宮口幼稚園	30人
浜松市立光明幼稚園	30人
浜松市立浦川幼稚園	15人
浜松市立佐久間幼稚園	15人
浜松市立中川幼稚園	30人
浜松市立引佐幼稚園	15人
浜松市立金指幼稚園	15人
浜松市立奥山幼稚園	15人
浜松市立伊平幼稚園	15人
浜松市立引佐北部みさと幼稚園	15人
浜松市立尾奈幼稚園	20人
浜松市立大崎幼稚園	20人
浜松市立平山幼稚園	20人

別表第2（第6条関係）

預かり保育実施園	実施時間
浜松市立与進幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立豊西幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立白脇幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立橋爪幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立可美幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立舞阪幼稚園	午前8時30分から午後5時30分まで
浜松市立雄踏幼稚園	午前8時10分から午後5時30分まで
浜松市立中瀬幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立上島幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立赤佐幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立宮口幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立光明幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立浦川幼稚園	午前9時00分から午後5時30分まで
浜松市立佐久間幼稚園	午前9時00分から午後5時30分まで
浜松市立中川幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立引佐幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立金指幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立奥山幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで

浜松市立伊平幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立引佐北部みさと幼稚園	午前7時30分から午後6時30分まで
浜松市立尾奈幼稚園	午前8時40分から午後4時30分まで
浜松市立大崎幼稚園	午前8時40分から午後4時30分まで
浜松市立平山幼稚園	午前8時40分から午後4時30分まで

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に、浜松市立豊西幼稚園、浜松市立白脇幼稚園、浜松市立橋爪幼稚園、浜松市立可美幼稚園、浜松市立中瀬幼稚園及び浜松市立赤佐幼稚園における預かり保育実施要綱、浜松市立舞阪幼稚園預かり保育実施要綱、浜松市立雄踏幼稚園預かり保育実施要綱、浜松市立引佐幼稚園、浜松市立金指幼稚園、浜松市立奥山幼稚園、浜松市立伊平幼稚園及び浜松市立引佐北部みさと幼稚園における預かり保育実施要綱、浜松市立尾奈幼稚園、浜松市立大崎幼稚園及び浜松市立平山幼稚園における預かり保育実施要綱及び浜松市立浦川幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立城西幼稚園における預かり保育実施要綱(以下「従前の要綱」という。)の規定によりされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、浜松市立与進幼稚園、浜松市立上島幼稚園、浜松市立宮口幼稚園、浜松市立光明幼稚園及び浜松市立中川幼稚園に関する規定は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

預かり保育利用申込書

年 月 日

（あて先）浜松市立 幼稚園長

保護者氏名 印

預かり保育の利用を希望しますので、次のとおり申し込みます。

記

園児の氏名		生年月日	
住 所			
迎えに来る人	の氏名、園児との関係	関係（ ）	
緊急時の連絡先	1	（ ）関係（ ）	
と園児との関係	2	（ ）関係（ ）	
利用を希望する	理 由	1 家事以外の仕事に従事している      2 就学をしている 3 定期的な通院をしている 4 家族の定期的な通院介助や看護、介護をしている 5 その他（ ）	
	年月日		
	時 間		

別の人を迎えに来る場合は、保護者又は記入された人からの連絡が必要です。

第2号様式(第7条関係)

状況報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市立 幼稚園長

住 所

保護者氏名 印

幼稚園における預かり保育利用の申込みにあたり、浜松市立幼稚園預かり保育実施要綱第7条第2項により、下記のとおり報告します。

記

氏名	(園児との続柄: )		
理由	1 家事以外の仕事に従事している 2 就学をしている 3 定期的な通院をしている 4 家族の定期的な通院介助や看護、介護をしている 5 その他( )		
就労先等	名称	TEL	
	住所	〒	
就労等の状況	就労日・就労時間等	毎週 曜日 / その他( ) 時 分 ~ 時 分	
	備考		

氏名	(園児との続柄: )		
理由	1 家事以外の仕事に従事している 2 就学をしている 3 定期的な通院をしている 4 家族の定期的な通院介助や看護、介護をしている 5 その他( )		
就労先等	名称	TEL	
	住所	〒	
就労等の状況	就労日・就労時間等	毎週 曜日 / その他( ) 時 分 ~ 時 分	
	備考		

第3号様式（第7条関係）

預かり保育利用承認書

年 月 日

保護者 様

浜松市立 幼稚園長 印

年 月 日付で、申込みのありました預かり保育利用について、承認します。

第4号様式（第7条関係）

預かり保育利用不承認書

年 月 日

保護者 様

浜松市立 幼稚園長 印

年 月 日付けで、申込みのありました預かり保育利用について、  
次により不承認とします。

理 由	
-----	--



第5号様式(第7条関係)

預かり保育利用( 変更 ・ 辞退 )届

年 月 日

(あて先) 浜松市立 幼稚園長

保護者氏名

印

預かり保育の利用の( 変更 ・ 辞退 )したいので、次のとおり届け出ます。

記

園児の氏名		生年月日	
住 所			
変更・辞退 内容			